

(令和6年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月28日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市 角 雄 幸

国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和7年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制を充実させるとともに、多様な学びの場の充実に図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること。
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリア

フリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7 GIGAスクール構想の着実な推進と教育DXを加速化し、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和6年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月28日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市 角 雄 幸

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。